

子ども手当の申請はお済みですか？

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の施行により、平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当を受給するためには申請が必要になりました。

まだ申請がお済みでない方は、下記の申請期限までに手続きをしてください。

なお、転入、転出、出生等による申請は、申請日の翌月分からの支給となりますので異動があった場合には直ちに届出を行ってください。

■**対象者** 中学校卒業前までの子どもをもつすべての方(公務員の方は勤務先へ申請)
※9月分まで子ども手当を受給していた方も手続きが必要です。

■**申請期限** 平成24年3月30日(金)

※平成23年10月1日時点で支給要件に該当している方は、上記の期限までに申請した場合に限り、平成23年10月分からの手当が支給されます。

■**申請に必要なもの**

- ①印鑑
- ②申請者(保護者)の健康保険証の写し(城里町国民健康保険加入者は除く)
- ③申請者(保護者)名義の通帳の写し(従前の口座への振込希望者は除く)
- ④単身赴任等で別居監護している場合は、子どもの住民票謄本と別居監護申立書

※その他個々の状況により他の書類が必要になる場合があります。

■**申請場所** 役場健康福祉課、桂支所、七会支所

問合せ 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

東日本大震災により半壊以上と 判定された皆さんへ

東日本大震災により住宅が半壊以上と判定された世帯は、平成23年度分の国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料の減免、および平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間に医療機関等の窓口で支払う一部負担金免除の対象となりますので、申請がお済みでない方は早めに申請してください。

■**申請場所** 保険課(常北保健福祉センター内)

■**持参するもの** り災証明書、印鑑、口座番号等
がわかるもの(通帳等)

■**申請締切** 2月29日(水)

問合せ 保険課 ☎029-288-3111(内線372)

東日本大震災に伴う各種義援金・ 見舞金等の申請受付終了について

東日本大震災の被災者を対象とした義援金、支援金等について次のとおり申請受付を終了します。

■**申請受付終了するもの**

- ・日本赤十字社義援金
- ・茨城県災害見舞金
- ・城里町災害見舞金
- ・城里町義援金

■**申請期限** 平成24年3月30日(金)

※被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間は平成25年4月10日までとなります。

問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550

平成24年度県民交通災害共済加入者募集中

県民交通災害共済は、交通事故による災害を受けた場合の救済を目的とした制度です。
城里町に住民登録をしている方はどなたでも加入できます。

■**年会費** 大人900円、中学生以下500円

■**共済期間** 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

※平成24年4月1日以降の申込みの場合は、申込日の翌日から平成25年3月31日までとなります。

■**申込方法** 役場町民課、桂支所、七会支所に加入申込書がありますので、必要事項を記入の上、会費を添えてお申し込みください。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線116) 桂支所 ☎029-289-2211 七会支所 ☎0296-88-3111